平成２５年（フ）第５６１号
埼玉県所沢市和ケ原１丁目114番地の６　ホステル狭山ケ丘205、前住所埼玉県所沢市大字山口481番地の３　Ｙ’ｓハウス203
債務者　武井　　明
１　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５６５号
埼玉県入間市小谷田３丁目８番35号　シャルマンタキザワ101
債務者　後藤　由香
１　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５７４号
埼玉県所沢市並木８丁目１番地２―603
債務者　庄司　絹子
１　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５７９号
埼玉県所沢市小手指町１丁目６番地　小手指タワーズ　ディアスカイタワー905
債務者　松浦　雅恵
１　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１６３号
千葉県旭市後草701番地４
債務者　浪川　惠次
１　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１６４号
千葉県東金市極楽寺415番地40
債務者　作田　凉子
１　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第４３９号
神奈川県秦野市西田原163番地の３
債務者　鈴野　　昇
１　決定年月日時　平成25年11月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４５６号
神奈川県厚木市妻田東２丁目６番15号　パークハイツ202
債務者　君嶋　慎子（旧姓荒木）
１　決定年月日時　平成25年11月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４７０号
神奈川県平塚市南原４丁目６番44号　湘南リバーサイド102号
債務者　宮﨑　　剛
１　決定年月日時　平成25年11月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５０６号
神奈川県平塚市寺田縄39番地の１　ハイツ小泉101号
債務者　久保由美子
１　決定年月日時　平成25年11月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５２０号
神奈川県中郡二宮町百合が丘１丁目２番12号24、前住所東京都葛飾区東新小岩４丁目18番15号　Mゴールデンハイツ301
債務者　府川　春雄
１　決定年月日時　平成25年11月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１１９９号
京都府長岡京市金ケ原御所ノ内27番地５
債務者　北阪　展裕
１　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５５号
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4441番地の１　砂子Ａ団地15号室
債務者　長尾　浩司
１　決定年月日時　平成25年11月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第３５号
大分県日田市南元町17番17号　スリーエムファミリー201号
債務者　財津翔太郎
１　決定年月日時　平成25年11月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第３２２号
沖縄県那覇市字小禄1536番地　パークヒルズタートルマンション７―Ｃ
債務者　長勢　恵里
１　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３４０号
沖縄県那覇市壺屋１丁目16番26号　シャトーイン202
債務者　城間　　綾（旧姓玉城）
１　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３４１号
沖縄県那覇市繁多川４丁目17番57号
債務者　前田　啓子
１　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで那覇地方裁判所民事第３部